

「下水道法等の一部を改正する法律案」に対する意見

平成 24 年 3 月 8 日
全国市長会 経済委員会
委員長 新座市長 須田健治

今般、民主党の水政策PTから示された「下水道法等の一部を改正する法律案」は、適切に管理された浄化槽については、接続義務を免除する内容となっている。

しかし、公共下水道は、産業や人々の生活の基盤となる社会資本であり、排水区域内の下水は全て公共下水道に接続し、その使用料により健全な事業運営をすべきもので、公共下水道への接続義務を免除することは、法改正後の事業運営に多大な影響を及ぼし、地方公共団体の財政を更に圧迫することとなる。

また、現に定められている事業計画内の住民と、法改正後新たに定められた区域の住民との間で不公平感が生じるとともに、浄化槽が適切に維持管理されるのか甚だ疑問があり、公共下水道が有効活用されないことによる河川の水質悪化なども懸念される。

さらに、今回の改正案に対して、公共下水道への接続義務を免除するのではなく、罰則規定も含め、公共下水道への接続義務を更に強化すべきとの意見がある。

こうした意見も踏まえ、以下のとおり疑問点も含め意見として提出するので、法改正の検討に当たっては、適切に対処されるよう要請する。

1. 法改正により、公共用水域の水質を悪化させるようなことはあってはならず、浄化槽の水質に関し、改正法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、下水道と同等の水質基準であるべきと考える。
2. 改正法第 10 条第 1 項によると、不適切な状態にある浄化槽か否かは、個別に確認することになると考えるが、現在でも半数以上の合併浄化槽の法定検査が未実施であるという状況において、浄化槽の確認の実効性、正確性等を如何に担保し、向上させていくのかが明確でない。
3. 法改正に伴い、浄化槽が適切に維持管理されているか否かの確認に伴い増大する事務コストについては、下水道管理者である地方公共団体に厳に新たな財政負担が生じることのないようにすること。
4. 今回の法改正は、公共下水道管理者のみならず、現に定められている事業計画内の住民と、法改正後新たに定められた区域の住民との間で不公平感が生じるなど、住民にも多大

な影響を及ぼすこととなることから、国において十分な周知を行う必要がある。

併せて、下水道経営については地方公共団体の財政運営にも大きな影響を与えると考えられることから、引き続き十分な地方財政措置を講じることが重要である。